

厚生労働省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成 21 年 8 月 28 日付け厚生労働省発政 0828 第 7 号による送付分）における事業評価方式による 4 件の政策評価（事前）

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による4件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	周産期医療体制の基盤整備・強化	○ ○総合周産期母子医療センターの充実を図り、周産期医療体制の充実を図る。 ・周産期死亡率 （目標値：前年度以下/毎年度） ・妊産婦死亡率 （目標値：前年度以下/毎年度）	厚生労働省では、「事前評価の実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、実施要領において「原則として事業開始後3年を経過したもの」を当該対象とする旨を明記している。	○ ○周産期死亡率 （目標値：前年度以下/毎年度） ○ 妊産婦死亡率 （目標値：前年度以下/毎年度） ○ 当該事業の補助 （目標値：前年度以上/毎年度） ○ 当該事業の補助対象となるNICUの病床数 （目標値：前年度以上/毎年度） ○ 当該事業の補助対象となるMFICUの病床数 （目標値：前年度以上/毎年度）
2	労働契約法等活用支援事業	○ ○労使双方が労働契約法を更に積極的に活用するよう働きかけることにより、個別労使関係紛争の防止に資すること。 ・セミナーや講座参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 （目標値：70%以上/平成22年度）		○ ○セミナーや講座参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 （目標値：70%以上/平成22年度） ○ 労働者向けセミナー・学校への出前講座参加者数 （目標値：5000人以上/平成22年度）
3	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業	○ ○モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書を取りまとめる。 ・被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度 （目標値：80%以上/平成24年度以降）		○ ○被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度 （目標値：80%以上/平成24年度以降） ○ モデル事業において治療と職業生活の両立に資した事例数 （目標値：1疾病あたり15件/平成23年度）
4	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設	○ ○未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）を支給することにより、既卒者の応募機会の拡大を図るとともに、未就職卒業者（25歳未満）の正規雇用を促進する。 ・奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 （目標値：90%/平成22年度）		○ ○奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 （目標値：90%/平成22年度）
合計		○ = 4		○ = 4

(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に記載された番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を行う時期に関する厚生労働省の方針を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>